



事 務 連 絡
平成 24 年 4 月 2 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第311号及び第312号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬8品目、注射薬9品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 6 3 7	3, 8 2 9	2, 4 2 7	2 7	1 4, 9 2 0

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬8品目、注射薬9品目及び外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第8に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 3 5	1 3 2	3 4	1	3 0 2

薬価基準告示

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬 アムロジピンOD錠2.5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1錠	15.80
2	内用薬 アムロジピンOD錠5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1錠	28.00
3	内用薬 アムロジピン内用ゼリー2.5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1包	17.90
4	内用薬 アムロジピン内用ゼリー5mg「TYK」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1包	33.70
5	内用薬 グリメピリド錠1mg「TYK」	グリメピリド	1mg 1錠	10.30
6	内用薬 グリメピリド錠3mg「TYK」	グリメピリド	3mg 1錠	24.40
7	内用薬 ビカルタミド錠80mg「TYK」	ビカルタミド	80mg 1錠	456.00
8	内用薬 ロラタジン錠10mg「TYK」	ロラタジン	10mg 1錠	66.10
9	注射薬 HMG「TYK」75注用	下垂体性性腺刺激ホルモン	75単位 1管 (溶解液付)	1,585
10	注射薬 HMG「TYK」100注用	下垂体性性腺刺激ホルモン	100単位 1管 (溶解液付)	1,971
11	注射薬 HMG「TYK」150注用	下垂体性性腺刺激ホルモン	150単位 1管 (溶解液付)	2,268
12	注射薬 エダラボン点滴静注用バッグ30mg「TYK」	エダラボン	30mg100mL 1キット	3,368
13	注射薬 カルボプラチン点滴静注液50mg「TYK」	カルボプラチン	50mg 5mL 1瓶	3,311
14	注射薬 カルボプラチン点滴静注液150mg「TYK」	カルボプラチン	150mg15mL 1瓶	7,834

15	注射薬	カルボプラチン点滴静注液450mg「TYK」	カルボプラチン	450mg45mL 1 瓶	16,978
16	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用200mg「TYK」	ゲムシタビン	200mg 1 瓶	3,169
17	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用 1 g「TYK」	ゲムシタビン	1 g 1 瓶	12,618
18	外用薬	ラタノプロスト点眼液0.005%「TYK」	ラタノプロスト	0.005% 1 mL	512.00

別表 2 (平成 25 年 3 月 31 日まで)
 揭示事項等告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1 内用薬	アムロジピンOD錠2.5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1 錠	15.80
2 内用薬	アムロジピンOD錠5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠	28.00
3 内用薬	アムロジピン内用ゼリー2.5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg 1 包	17.90
4 内用薬	アムロジピン内用ゼリー5mg「興和テバ」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 包	33.70
5 内用薬	グリメピリド錠1mg「興和テバ」	グリメピリド	1mg 1 錠	10.30
6 内用薬	グリメピリド錠3mg「興和テバ」	グリメピリド	3mg 1 錠	24.40
7 内用薬	ビカルタミド錠80mg「興和テバ」	ビカルタミド	80mg 1 錠	456.00
8 内用薬	ロラタジン錠10mg「興和テバ」	ロラタジン	10mg 1 錠	66.10
9 注射薬	HMG「コーワ」75注用	下垂体性性腺刺激ホルモン	75単位 1 管 (溶解液付)	1,585
10 注射薬	HMG「コーワ」100注用	下垂体性性腺刺激ホルモン	100単位 1 管 (溶解液付)	1,971
11 注射薬	HMG「コーワ」150注用	下垂体性性腺刺激ホルモン	150単位 1 管 (溶解液付)	2,268
12 注射薬	エダラボン点滴静注用バッグ30mg「興和テバ」	エダラボン	30mg100mL 1 キット	3,368
13 注射薬	カルボプラチン点滴静注液50mg「興和テバ」	カルボプラチン	50mg 5 mL 1 瓶	3,311

14	注射薬	カルボプラチン点滴静注液150mg 「興和テバ」	カルボプラチン	150mg15mL 1 瓶	7, 834
15	注射薬	カルボプラチン点滴静注液450mg 「興和テバ」	カルボプラチン	450mg45mL 1 瓶	16, 978
16	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用200mg 「興和テバ」	ゲムシタビン	200mg 1 瓶	3, 169
17	注射薬	ゲムシタビン点滴静注用 1 g 「興和テバ」	ゲムシタビン	1 g 1 瓶	12, 618
18	外用薬	ラタノプロスト点眼液0. 005% 「コーワ」	ラタノプロスト	0. 005% 1 mL	512 . 00

揭示事項等告示

別表 8 (平成 24 年 3 月 31 日まで)

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1	内用薬	メロキシカム錠 5mg 「NT」	メロキシカム	5 mg 1 錠	23.20

○厚生労働省告示第三百三十一号

保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十一年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び保険業法及び保険業法施行規則(昭和三十一年厚生省令第十六号)第九條本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等に関する取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第三十一條本文の規定に基づき、療養規則及び療養規則並びに療養基準に基き、厚生労働大臣が定める療養事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第三の五に次のとおり加える。

第五部

内 追 補

(1)

品 名

(あ)

アムロジピンOD錠2.5mg 「興和チナ」

アムロジピンOD錠5mg 「興和チナ」

アムロジピン内用ゼリー2.5mg 「興和チナ」

アムロジピン内用ゼリー5mg 「興和チナ」

(イ)

グリメヒリド錠1mg 「興和チナ」

グリメヒリド錠3mg 「興和チナ」

ピカルタミド錠80mg 「興和チナ」

(ロ)

ロラジン錠10mg 「興和チナ」

品 名

(え)

HMG「コーラ」75注用

HMG「コーラ」100注用

HMG「コーラ」150注用

エタラボン点滴静注液「バツグ」30mg 「興和チナ」

(か)

カルボプラチン点滴静注液50mg 「興和チナ」

カルボプラチン点滴静注液150mg 「興和チナ」

カルボプラチン点滴静注液450mg 「興和チナ」

(け)

ゲムシタピン点滴静注用200mg 「興和チナ」

ゲムシタピン点滴静注用1g 「興和チナ」

品 名

(5)

ラタノプロスト点眼液0.005% 「コーラ」

0.005% 1 mL

○厚生労働省告示第三百三十一号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第三の五に次のとおり加える。

第五部

内

(1)

品 名

(あ)

アムロジピンOD錠2.5mg 「TYK」

アムロジピンOD錠5mg 「TYK」

アムロジピン内用ゼリー2.5mg 「TYK」

アムロジピン内用ゼリー5mg 「TYK」

(イ)

グリメヒリド錠1mg 「TYK」

グリメヒリド錠3mg 「TYK」

(ロ)

ピカルタミド錠80mg 「TYK」

ロラジン錠10mg 「TYK」

品 名

(え)

HMG「TYK」75注用

HMG「TYK」100注用

HMG「TYK」150注用

エタラボン点滴静注液「バツグ」30mg 「TYK」

(か)

カルボプラチン点滴静注液50mg 「TYK」

カルボプラチン点滴静注液150mg 「TYK」

カルボプラチン点滴静注液450mg 「TYK」

(け)

ゲムシタピン点滴静注用200mg 「TYK」

ゲムシタピン点滴静注用1g 「TYK」

品 名

(5)

ラタノプロスト点眼液0.005% 「TYK」

0.005% 1 mL

○農林水産省告示第八百六十六号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十三条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一(一)変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

(1) 地位を承継する卸売業者の名称 船橋魚市株式会社

(2) 地位を承継される卸売業者の名称 船橋水産株式会社

(3) 卸売の業務を行う市場 船橋中央卸売市場

(4) 取扱品目の部類 水産物部

(5) 事業の譲渡し及び譲受けの年月日 平成二十四年四月一日